

認知症高齢者グループホームとは何か

- 1 認知症高齢者グループホームとは、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づいて「認知症対応型老人共同生活援助事業」が行われる共同生活を営むべき住居として設けられた建築物
- 2 なお、介護保険法(平成9年法律第123号)が平成12年4月1日から施行されたことに伴い、認知症高齢者グループホームも設けられるようになったもの

【参考資料】

老人福祉法第5条の2第5項(定義)

この法律において、「認知症対応型老人共同生活援助事業」とは、第10条の4第1項第4号の措置に係る者又は介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。

老人福祉法第10条の4第1項第4号(居宅における介護等)

65歳以上の者であつて、認知症(介護保険法第7条第15項に規定する認知症をいう。以下同じ。)であるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第5項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

老人福祉法施行令第4条(認知症対応型老人共同生活援助事業の対象者)

法第5条の2第5項の政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 法第10条の4第1項第4号の措置に係る者
- 二 介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者
- 三 生活保護法の規定による居宅介護(介護保険法第7条第15項に規定する認知症対応型共同生活介護に限る。)に係る介護扶助に係る者

介護保険法第7条第15項(定義)

この法律において「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であつて、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(以下「認知症」という。)であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

認知症対応型老人共同生活援助事業

老人福祉法第10条の4第1項第4号の措置に係る者が行う日常生活上の援助事業

やむを得ない事由により65歳以上の認知症で日常生活を営むのに支障がある者が認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認める時に、共同生活を営むべき住居において日常生活上の援助を行う事業

介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る事業

介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給に係る者が、共同生活を営むべき住居において日常生活上の援助を行う事業

生活保護法の規定による居宅介護に係る介護扶助に係る者が、共同生活を営むべき住居において日常生活上の援助を行う事業

「認知症対応型共同生活介護」とは、認知症である要介護者に対して、共同生活を営むべく住居において日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

認知症高齢者グループホーム数

独立行政法人福祉医療機構(WAM^フAM^ムNET^ネT)によれば、認知症高齢者グループホーム数の推移は次のとおりである。

日付け	各日付現在の事業所数
平成 12 年 12 月 31 日	790
平成 13 年 12 月 31 日	1,493
平成 14 年 12 月 31 日	2,543
平成 15 年 12 月 31 日	4,237
平成 16 年 12 月 31 日	6,099
平成 17 年 12 月 31 日	7,604